

県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（保健医療総務課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1
- 通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び当該道路の通行方法（道路管理課）…………… 2
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（人事課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（人事課）…………… 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 7

訓 令

- 沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 8

公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則…………… 9

告 示

沖縄県告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 看護師等修学資金貸与金に係る未収金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

沖縄県告示第106号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年3月6日から同月20日まで浦添宜野湾漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目5番2-405号県営志真志団地 平田錦、浦添市牧港二丁目6番2号 手登根誠

- 2 加入区 浦添加入区
 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の中出をする漁業協同組合の名称 浦添宜野湾漁業協同組合

沖縄県告示第107号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法を次のとおり定める。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|--------|-------------------------------------|
| 国道331号 | 大宜味村字塩屋安慶名912番1から名護市字辺野古上福地原692番1まで |
| 県道国頭東線 | 国頭村字奥新田原541番2から東村字平良平良原555番2まで |
| 県道26号線 | 沖縄市字白川佐久間良原227番2から沖縄市知花五丁目2598番1まで |

- 2 指定する期日 令和2年4月1日
 3 通行方法 1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法は、次のとおりとする。
- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所は、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路状況の確認 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

沖縄県告示第108号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 宜野湾市佐真下土地区画整理組合
 2 事務所の所在地 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
 3 施行地区 宜野湾市字佐真下赤田地原及び西原の各一部、字真栄原水玉屋原及び上茶原の各一部、字大謝名東原、久永地原及び軍花原の各一部並びに字我如古比屋田原の一部
 4 事業施行期間 昭和57年12月9日から令和3年3月31日まで
 5 設立認可の年月日 昭和57年12月3日
 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
 7 変更認可の年月日 令和2年2月21日

沖縄県告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1081号で認可し

た南城都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南城都市計画下水道事業
 - (2) 名称 南城市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年12月10日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 平成8年沖縄県告示第1081号、平成16年沖縄県告示第225号、平成21年沖縄県告示第326号、平成25年沖縄県告示第610号及び平成27年沖縄県告示484号の事業地に、南城市大里字嶺井新垣原を加える。
 - (2) 使用の部分 平成8年沖縄県告示第1081号、平成16年沖縄県告示第225号、平成21年沖縄県告示第326号、平成25年沖縄県告示第610号及び平成27年沖縄県告示484号の事業地に、南城市玉城字親慶原仲田原及び下親慶原、玉城字糸数世利田原、大里字大城樋川原、大里字嶺井新垣原、大那原、多多良原、前原及び東原、大里字仲間保地原、大里字大里久微利原及び前当原、大里字高平前原、大里字稲嶺伊久田原、上伊久田原、西謝原、公方原、上高武志原及び与茶原並びに佐敷字新里名合原を加え、南城市玉城字喜良原喜良原、大里字大城上原及び大石原並びに佐敷字新里山崩原、長作原、上之川原及び竹枝原地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する特定役務の種類 給与Webシステム構築業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和2年3月6日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 直近2年間の都道府県民税及び法人事業税に関し滞納がないこと。
 - (4) 令和2年3月6日現在において有効なプライバシーマークが付与されている者であること。
 - (5) ISMS適合性評価制度の認定を受けていること。
 - (6) 過去5年間に、本システムと同種又は同等のシステムに係る同規模以上のシステムの設計、開発及び保守運用サービスの提供の実績を有していること。
 - (7) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
 - イ 各構成員の役割分担が明確であること。
 - ウ 各構成員がそれぞれ担当する業務について(6)の要件を満たしていること。
 - エ 各構成員が本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所

に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

エ 直近2年間の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類の写し

オ 直近2年間の都道府県民税及び法人事業税に関し滞納がないことが確認できる納税証明書（発行後3か月以内のもので、県内に本社又は事業拠点を有する者にあつては、沖縄県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目についてのもの）

カ 2(4)の付与及び2(5)の認定を受けていることを証する書類の写し

キ 過去5年間に、本システムと同種又は同等のシステムに係る同規模以上のシステムの設計、開発及び保守運用サービスの提供の実績を有していることを証する書類

ク 共同企業体として一般競争入札に参加する場合にあつては、協定書等の写し

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県総務部人事課ホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県総務部人事課総務事務センター 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2445

(3) 申請書等の受付期間 令和2年3月6日（金曜日）から同月31日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する給与Webシステム構築業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 給与Webシステム構築業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（令和2年3月6日付け沖縄県公報定期第4821号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県総務部人事課ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和2年3月6日（金曜日）から同月31日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県総務部人事課総務事務センター 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2445
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和2年3月6日（金曜日）から同月31日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年4月24日（金曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県庁5階第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年3月6日（金曜日）から同月31日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で配付又は沖縄県総務部人事課ホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行う。
 - (2) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、8の入札説明書に示す落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県総務部人事課総務事務センター
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 本件入札公告は、次年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
 - (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和2年4月23日(木曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県総務部人事課総務事務センター(沖縄県庁14階)に提出すること。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) THE NAME OF SPECIFIC SERVICES TO BE PROCURED AND QUANTITY OF THE PRODUCTS
Construction and maintenance of Payroll Web System:1 set
 - (2) BIDDING DATE
10:00 a.m. April 24, 2020(Friday)
 - (3) CONTACT INFORMATION
Personnel Division, Department of General Affairs, Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 81-98-866-2445

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和2年2月6日
 - (2) 商号名 キクチ産業
 - (3) 代表者名 菊地清広
 - (4) 所在地 嘉手納町字水釜310番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第11753号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年12月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和2年2月6日
 - (2) 商号名 株式会社比屋根組
 - (3) 代表者名 比屋根朝光
 - (4) 所在地 うるま市勝連平安名702番地1F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13076号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年1月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年2月6日
 - (2) 商号名 仲宗根塗装店
 - (3) 代表者名 仲宗根盛栄

- (4) 所在地 西原町字幸地136番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第5889号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年1月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年2月6日
(2) 商号名 上組
(3) 代表者名 上門寛
(4) 所在地 うるま市勝連南風原1480番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第9545号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年1月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年2月6日
(2) 商号名 前広設備工業
(3) 代表者名 知花稔
(4) 所在地 読谷村字波平465番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第7091号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年1月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月14日 沖縄県指令土第379号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋2169番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋273番地新垣アパート201号 島袋千夏
- 5 検査済証番号 令和2年2月18日 第4627号
- 6 工事完了年月日 令和2年1月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月25日 沖縄県指令土第279号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平徳耕原1322番2及び1322番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1307番地 浦崎正悟
- 5 検査済証番号 令和2年2月21日 第4628号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月31日 沖縄県指令土第605号、令和2年2月13日 沖縄県指令土第60号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字島袋野比灘原1314番1ほか7筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北中城村字島袋1393番地 社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団 理事長 浜端宏次
- 5 検査済証番号 令和2年2月25日 第4629号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月12日

訓 令

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局

沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員研修規程（昭和58年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「常勤の」を削る。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 研修担当者は、知事公室及び各部にあつては主管課長が、出納事務局にあつては会計課長が、労働委員会事務局にあつては調整審査課長が指名するものとする。

第13条第3項第3号中「研修所」を「沖縄県自治研修所（以下「研修所」という。）」に改める。

第14条を次のように改める。

（研修所研修の区分）

第14条 研修所研修は、階層別研修及び特別研修に区分して行う。

- 2 前項の階層別研修は、職員の職務と責任の度に応じ、職務上必要な知識及び技能等の修得並びに一般教養の向上を図るために行う。

- 3 第1項の特別研修は、職員がその職務を遂行するに当たって、職員として特に必要な知識及び技能等又は特定の科目を修得させるために行う。

第29条第3項中「修了」を「終了」に改める。

第33条の見出しを「（協議会の設置）」に改め、同条第1項中「研修所における研修」を「研修所研修」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 協議会は、会長、副会長及び委員で組織する。

第33条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 会長は総務部総務統括監を、副会長は研修所長をもって充てる。

- 4 委員は、知事公室及び各部の主管課長、会計課長、調整審査課長並びに人事課長をもって充てる。

第34条第1項及び第2項中「委員長」を「会長」に改め、同条第3項中「委員長が欠けたとき、又は委員長」を「会長が欠けたとき、又は会長」に、「副委員長」を「副会長」に改める。

| | | | | |
|-----|------------------------------|---|------------------------------|-------------|
| 別表中 | 主事、主任、副主査、主査その他これらに相当する職にある者 | を | 主査級以下の職にある者、再任用職員及び会計年度任用職員等 | に、「本庁の班長その他 |
|-----|------------------------------|---|------------------------------|-------------|

これに相当する」を「班長級の」に、「本庁の課長その他これに相当する職」を「課長級」に改め、同表に

備考として次のように加える。

備考

- 1 再任用職員とは、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
- 2 会計年度任用職員等とは、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）、臨時的任用職員（同法第22条の3第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員をいう。）及び任期付職員（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）第3条、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第2条、第3条若しくは第4条又は地方公務員法の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条の規定により採用された職員をいう。）をいう。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。



令和2年3月6日

沖縄県公安委員会


沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則



沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「)用」を「)及び運転経歴証明書」に、「運転免許証記載事項」を「運転免許証及び運転経歴証明書の記載事項の」に、

| | | | | |
|---|--|----|--|--|
|  | 円の直径 28ミリメートル | 1 | 国外運転免許証の表紙用 | 運転免許課で 管理 |
| | 円の直径 20ミリメートル | 1 | 国外運転免許証の運転車 両区分欄及び国際運転免 許証の除外欄用 | |
|  | 縦（中心の長さ） 21ミリメートル 横（中心の長さ） 29ミリメートル 周囲点線 64点 | 18 | 国外運転免許証及び仮運 転免許証の写真並びに生 活安全関係許可証等の写 真の契印用 | ○運転免許課 で3個管理 ○総務課及び 各警察署で 管理 |

を

| | | | | |
|---|------------------|---|---------------------------------------|--------------|
|  | 円の直径 28ミリメートル | | 国外運転免許証の表紙用 | 運転免許課で 管理 |
| | 円の直径 20ミリメートル | 1 | 国外運転免許証の運転車 両区分欄及び国際運転免 許証の除外欄用 | |

| | | | | | |
|---|--|----|------------------------|--------------|-------|
|  | 円の直径 22ミリメートル | 6 | 国外運転免許証及び仮運転免許証の写真の契印用 | 運転免許課で管理 | に改める。 |
|  | 縦（中心の長さ） 21ミリメートル 横（中心の長さ） 29ミリメートル 周囲点線 64点 | 15 | 生活安全関係許可証等の写真の契印用 | 総務課及び各警察署で管理 | |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

| | |
|---|---|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地 |
|---|---|